

研究ノート

特別支援学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の 歴史的変遷

千 田 光 久

Historical Transition of the "Exchange and Collaborative Learning"
in the Special Needs School Curriculum Guidelines in Japan

CHIDA, Mitsuhsisa

キーワード：学習指導要領、交流及び共同学習、多様な学びの場、インクルーシブ教育

はじめに

現在、日本では障害のある児童生徒等の学びの場について「多様な学びの場」を設け、教育を行っている。「多様な学びの場」とは、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの教育の場を指している。(図1参照)

日本が「多様な学びの場」を設けている事由として、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会、2012)において「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と

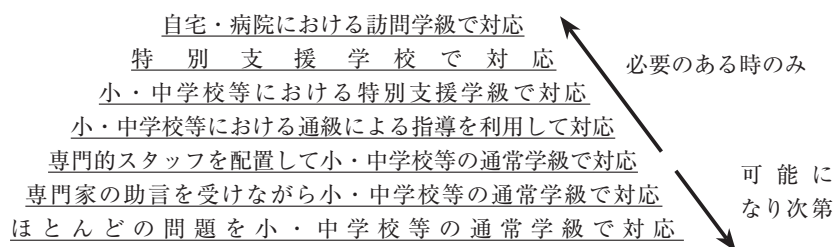


図1 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

(文部科学省, 2012, 前掲報告記載の図を筆者が一部改変して作成)

社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要である。」との建議によるところが大きい。

つまり、日本では障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も同じ教育の場で共に学ぶことを追及するとともに、障害のある児童生徒等の個別の教育的ニーズに的確に応えるために特別支援学級や特別支援学校など多様な学びの場を設けているのである。

そこには児童生徒等が個々の教育的ニーズに応じて多様な学びの場で学校生活を過ごすという状況の中で、インクルーシブ教育システムの構築をどのように構築するかという課題が生じる。その課題を解決する方策の一つとして、現在、日本の教育で取り組まれているのが交流及び共同学習である。

本稿は、特別支援学校における交流及び共同学習に焦点化し、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習がいつから開始され、現在に至っているかについて、これまでの特別支援学校学習指導要領¹⁾から探り、交流及び共同学習の歴史の変遷を述べ、今後のインクルーシブ教育システム構築のための一考察とするものである。述べるに当たって、論を補足する必要がある場合には文部科学省の学習指導要領解説書や学習指導要領資料等に述べられていることも記述することとする。

なお、交流及び共同学習という用語は、2009（平成21）年3月告示の『特別支援学校幼稚部教育要領』及び『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』『特別支援学校高等部学習指導要領』において初めて使用された用語である。2009（平成21）年以前の学習指導要領では、「交流」や「活動を共にする機会」という用語も使用されている。本稿では、その時々々の学習指導要領で使用されている用語をそのまま使用することとする。特別支援学校の名称についても、特別支援学校の名称が使用される以前の学校名をそのまま使用することとする。

1. 1971（昭和46）年盲学校・聾学校・養護学校小学部・中学部学習指導要領

1971（昭和46）年告示の学習指導要領は、『盲学校小学部・中学部学習指導要領』『聾学校小学部・中学部学習指導要領』『養護学校（精神薄弱教育²⁾、肢体不自由教育、病弱教育）小学部・中学部学習指導要領』の三つの校種別に示されている。

盲学校、聾学校、養護学校の児童生徒と小学校、中学校の児童生徒との交流については、校種によって記述に違いはあるが、その趣旨は小学校、中学校の児童生徒との交流の機会を設けることが望ましい旨が書かれている。

学習指導要領に両者の交流が記述されたのは初めてのことであり、現在の学習指導要領に示されている交流及び共同学習に繋がる画期的な位置づけとなる学習指導要領である。

交流に関する記述は特別活動において次頁のように記述されている。

1) 盲学校学習指導要領・聾学校学習指導要領・養護学校学習指導要領（肢体不自由教育）の特別活動における記述

「児童または生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、小学校の児童または中学校の生徒と活動をともにする機会を積極的に設けるようにすることが望ましい。」

2) 養護学校学習指導要領（病弱教育）の特別活動における記述

「児童または生徒の経験を広め、社会性を養うために、小学校の児童または中学校の生徒と活動をともにする機会をもつようにすることが望ましい。」

3) 養護学校学習指導要領（精神薄弱教育）の特別活動における記述

「学校行事などを通して、できるだけ地域の小学校および中学校との交流の機会を設けるようにすることが望ましい。」

なお、『養護学校（精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領資料』には、次の記載がなされており、当時における知的障害がある児童生徒と障害がない児童生徒の障害理解の状況を窺うことができる。

「精神薄弱の児童および生徒が一般児童および生徒から孤立しないため、また一般児童および生徒に精神薄弱の児童および生徒を正しく理解させるためにも、特別活動において、地域の小学校および中学校との交流を図ることが望ましい。」

2. 1972（昭和47）年盲学校・聾学校・養護学校高等部学習指導要領

1972（昭和47）年告示の高等部学習指導要領は、前述1.の1971（昭和46）年の小学部・中学部学習指導要領と同様に三つの校種別になっている。交流については、精神薄弱教育の養護学校については特別活動に記述され、他の障害は学習指導要領の総則に同じ内容の文章で記述されている。学習指導要領総則に記述されている盲学校、聾学校、養護学校（肢体不自由教育・病弱教育）では、同年代の高校生との交流活動の機会を設けるとともに地域社会の人々との交流の機会設定が示されている。

地域社会の人々との交流は新たに示されたものであり、交流対象を地域社会へと拡充したことは特筆に値する。

交流に関しては下記のように記述されている。

1) 盲学校高等部学習指導要領・聾学校高等部学習指導要領・養護学校高等部学習指導要領（肢体不自由教育・病弱教育）の総則における記述

「生徒の社会性の伸長や好ましい人間関係の醸成など心身の調和的発達を図るためにも、できるだけ他の高等学校の生徒および地域社会の人々とともに行なう活動の機会を設けるようにすること。」

2) 養護学校高等部学習指導要領（精神薄弱教育）の特別活動における記述

「指導計画の作成に当たっては、学校や地域の実情に応じてできるだけ他校との交流の機会を設けるようにすることが望ましい。」

3. 1979（昭和54）年盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領

1971（昭和46）年、1972（昭和47）年の告示では学習指導要領を盲学校、聾学校、養護学校の三つの校種別に示していたが、1979（昭和54）年の学習指導要領は盲学校、聾学校、養護学校の各校種別を一つにまとめ『盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領』として示している。

なお、この学習指導要領では「交流」という表記ではなく「活動を共にする機会」という表記になっているが、特別支援学校に在籍する児童生徒の社会性の伸長や人間関係の涵養などのねらいに変わりはない。

小学部・中学部学習指導要領における「活動を共にする機会」に関する記述は、総則、特別活動において、各障害が同一の文言で下記のように記述されている。

1) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領の総則における記述

「児童又は生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

2) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領の特別活動における記述

「児童又は生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。」

高等部学習指導要領における「活動を共にする機会」に関する記述は、盲学校、聾学校、養護学校とも総則では同じ内容で記述されているが、特別活動では精神薄弱者を教育する養護学校が他の障害種とは違う内容で記述されている。記述内容は下記のとおりである。

3) 盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領の総則における記述

「生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにするものとする。」

4) 盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領の特別活動における記述

(1) 盲学校、聾学校及び肢体不自由教育者又は病弱者を教育する養護学校における記述

「生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。」

(2) 精神薄弱者を教育する養護学校の特別活動における記述

「生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、他の学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。」

1979（昭和54）年の学習指導要領において特筆すべきことは、2点あると考える。第1点は特別支援学校の児童生徒が小中学校等の児童生徒や地域社会の人々と活動を共にするということを「総則」で記述していることである。これまでの学習指導要領の中で総則に記述されていたのは、1972（昭和47）年の『盲学校高等部学習指導要領』『聾学校高等部学習指導要領』『養護学校高等部学習指導要領（肢体不自由教育・病弱教育）』において「高等学校の生徒および地域社会の人々とともに行う活動の機会を設けるようにすること。」の記述だけである。1979（昭和54）年の『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』の総則において「小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」、『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』の総則においては「高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにするものとする。」と総則においてどの校種にも共通する記述がなされている。

これら学習指導要領の総則における記述については、1979（昭和54）年の学習指導要領の改訂に文部省の特殊教育調査官として関わった宮崎は「従来は、この交流に関しては、特別活動の項に述べられていたものを、1979（昭和54）年改訂において交流を最重要視し、総則の中に位置づけた。」と（小出・宮崎，1990）述べており、1979（昭和54）年の学習指導要領改訂の特筆事項であることが理解できる。

第2点は、盲学校、聾学校、養護学校の児童生徒等が小学校や中学校、高等学校の児童生徒並びに地域社会の人々と「活動を共にする機会を積極的に設ける」という表記がなされたことである。1979（昭和54）年以前の学習指導要領において「積極的に設ける」との記述が見られたのは、1971（昭和46）年の『盲学校小学部・中学部学習指導要領』『聾学校小学部・中学部学習指導要領』『養護学校小学部・中学部学習指導要領（肢体不自由教育）』においてのみであった。

この1979（昭和54）年の学習指導要領の改訂が契機となり、文部省は1979（昭和54）年度から小学校、中学校を「心身障害児理解推進校」として指定する事業の開始するとともに、同年には各都道府県教育委員会に対して小学校、中学校と盲学校、聾学校、養護学校との学校間交流を推進する旨の文部事務次官通達を発出し、交流についての積極的な取り組みを開始したのである。

4. 1989（平成元）年盲学校、聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領

1989（平成元）年告示の学習指導要領では、これまで盲学校、聾学校及び養護学校で示していた小学部、中学部、高等部の3学部に加えて、新たに幼稚部に関する「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領」が示された。これまで幼稚部においては幼稚園教育要領を準用していたが、早期からの教育的対応の充実を図る観点などから幼稚部教育要領が初めて制定されたものである。

幼稚部教育要領においても幼稚部在籍の幼児が「地域の幼児等と活動を共にする機会を積極的に設ける」と記述されており、このことは早期からの相互理解や障害の理解に繋がり、意義のあること捉える。

また、1989（平成元）年の学習指導要領における交流、活動を共にする機会に関係する記述の中で新たに表記がなされたことは、特別活動の記述に「心身の障害の状態及び特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めるものとする。」との記述がなされたことである。障害の状態等を考慮して活動の種類、実施方法等を適切に定めることの記述がなされていることは、児童生徒の実態に応じた質の高い交流、活動を共にする機会を希求していると考えられる。

事実、質の高い交流、活動を共にする機会を希求する取り組みは、1992（平成4）年から開始された学校週五日制の実施に伴う地域での土曜日の充実した過ごし方を求める時代的要請と関連し、「心身障害児交流活動地域推進研究校」（文部省：1987（昭和62）年度～1996（平成8）年度）、「交流教育地域推進事業」（文部省：1997（平成9）年度～2000（平成12）年度）、「地域における交流活動の充実に関する調査研究」（文部科学省：2001（平成13）年度）の指定事業が全国的に展開、推進されていった。

「活動を共にする機会を積極的に設ける」に関する記述は、幼稚部学習指導要領では「指導計画作成上の留意事項」に、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領では総則、特別活動において下記のように示されている。

1) 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領の指導計画作成上の留意事項における記述

「幼児の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校生活全体を通じて、地域の幼児等と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

2) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領における記述

(1) 総則における記述

「児童又は生徒地域や学校の実態等に応じ、地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

(2) 特別活動における記述

「児童又は生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。その際、児童又は生徒の心身の障害の状態及び特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めるものとする。」

3) 盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領における記述

(1) 総則における記述

「地域や学校の実態等に応じ、地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や交流を図ることに努めること。特に、生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるようにするものとする。」

(2) 特別活動における記述

「生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、特に特別活動においては、集団活動を通して高等学校の生徒及び地域社会の人々と活動を共にする機会を積極的に設けることが必要である。その際、生徒の心身の障害の状態及び特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めるものとする。」

5. 1999（平成 11）年盲学校、聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領

1999（平成 11）年告示の教育要領・学習指導要領では、活動を共にする機会を積極的に設けるようにして特別支援学校の幼児児童生徒の「積極的な態度を養うこと」や「豊かな人間性をはぐくむ」の記述に見られるように、積極的な態度や豊かな心の育成にも視点を向けた内容になっている。

「積極的な態度を養うこと」や「豊かな人間性をはぐくむ」ことに関する記述は、幼稚部学習指導要領では「指導計画作成上の留意事項」に、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領では総則、特別活動において下記のように記述されている。

1) 盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領の指導計画作成上の留意事項における記述

「幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

2) 盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領における記述

(1) 総則における記述

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々

の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

(2) 特別活動における記述

「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにする必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。」

3) 盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領における記述

(1) 総則における記述

「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにすること。」

(2) 特別活動における記述

「生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒及び地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けるようにする必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。」

6. 2009（平成 21）年特別支援学校教育要領・学習指導要領

2009（平成 21）年の教育要領、学習指導要領は、名称が変更になっている。『盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領』が『特別支援学校幼稚部教育要領』に、『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』が『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』に、『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』が『特別支援学校高等部学習指導要領』となった。これは、国が複数の障害種に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設したことによるものである。2007（平成 19）年 4 月に改正学校教育法が施行となり、これまで学校教育法第 1 条で盲学校、聾学校、養護学校となっていた学校名が「特別支援学校」となった。このような学校の名称に伴い、教育要領、学習指導要領の名称も変更になったという経緯である。

併せて、これまでは盲学校、聾学校、養護学校の幼児児童生徒が小中学校等の児童生徒等

や地域の人々との教育的な関わり合いについて「交流」や「活動を共にする機会」などの名称が用いられていたが、2009（平成 21）年告示の教育要領、学習指導要領では学校名変更だけでなく、新たに「交流及び共同学習」の名称が用いられることになった。

2009（平成 21）年に文部科学省は下記に示す『特別支援学校学習指導要領解説 総則編等（幼稚部・小学部・中学部）』の中の記述において、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習を明確に位置づけたとともに、障害のある児童生徒等の側だけではなく、障害のない児童生徒等にとっても交流及び共同学習は大きな意義がある旨を述べている。このことは、今後の我が国における障害者理解を深めることや共に学ぶ教育を推進するうえにおいて理念的に大きな支柱となるものと考えられる。

「特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者とない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。」

また、2004（平成 16）年 6 月の障害者基本法の改正によって、第 14 条第 3 項に交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。これを踏まえ、今回の改訂においては、特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを位置付けた。

幼稚部学習指導要領の「活動を共にする機会」に関する記述は「指導計画作成の作成に当たっての留意事項」に、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領における交流及び共同学習に関する記述は、総則、特別活動において下記のように示されている。

1) 特別支援学校幼稚部教育要領の指導計画作成に当たっての留意事項における記述

「幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」

2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則、特別活動における記述

(1) 総則における記述

「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」

(2) 特別活動における記述

「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があ

ること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。」

3) 特別支援学校高等部学習指導要領の総則、特別活動における記述

(1) 総則における記述

「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」

(2) 特別活動における記述

「生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。」

7. 2017（平成 29）年特別支援学校教育要領・学習指導要領

交流及び共同学習は、2017（平成 29）年告示³⁾の『特別支援学校幼稚部教育要領』では総則に、『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』では総則と特別活動に記述されている。総則では「第 6 節 学校運営上の留意事項」に記載されていることから、「交流及び共同学習」が学校運営において重要な位置を占めていると考えることができる。事実、文部科学省が示している特別支援学校学習指導要領等の改訂ポイントに交流及び共同学習（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）の充実が挙げられている。このことは筆者が本稿の「はじめに」で日本のインクルーシブシステム構築の方策の一つとして交流及び共同学習が取り組まれていると述べたことが、更に推進される方向にあると捉える。

2017（平成 29）年の教育要領及び学習指導要領における「交流及び共同学習」の記述は下記のとおりである。

1) 特別支援学校幼稚部教育要領の総則における記述

「学校や地域の実態等により、特別支援学校間に加え、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るものとする。特に、幼稚部における教育と小学部における教育又は小学校教育の円滑な接続のため、幼稚部の幼児と小学部又は小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにするものとする。また、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、組織的かつ計

画的に行うものとし、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。」

2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の総則、特別活動における記述

(1) 総則における記述

「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」

(2) 特別活動における記述

「児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。」

おわりに

以上に述べた特別支援学校学習指導要領にみる「交流及び共同学習」の歴史的変遷を振り返ると、1971（昭和46）年の学習指導要領に初めて障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流が記述されてから半世紀余りの時間が経過し、その現状はまだ十分とは言えない状況にあるが、その歩みを振り返ると徐々にではあるが充実してきている。特に、2017（平成29）年の特別支援学校学習指導要領では「交流及び共同学習」は学校運営上の留意事項に欠かせない一つとして位置づけられた。今後、交流及び共同学習の更なる充実を図るためには、教育行政による教職員の増員など実施環境の整備や児童生徒が居住する地域の学校で共に学ぶという教育制度（副学籍等）の確立を図ることが肝要と考える。

なお、「交流及び共同学習」の歴史的変遷について、筆者が告示年毎に特別支援学校学習指導要領の特筆すべき事項を述べてきたが、その概要を次頁に表1としてまとめた。

表 1 特別支援学校学習指導要領にみる交流及び共同学習の歴史の変遷の特記事項

告示年	交流及び共同学習に関する特記事項
1971（昭和 46）年	○盲学校、聾学校、養護学校の障害種毎学習指導要領特別活動に初めて小中学校児童生徒との交流が明記された。
1972（昭和 47）年	○地域社会の人々との交流が新たに明記された。
1979（昭和 54）年	○小中学校児童生徒等と「活動を共にする」が総則に明記された。 ○活動を共にする機会を「積極的に設ける」ことが明記された。
1989（平成元）年	○幼稚部教育要領が制定され、地域の幼児等との活動を共にする機会を設けることが明記された。 ○特別活動に「心身の障害の状態及び特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める」と明記された。
1999（平成 11）年	○特別支援学校の幼児児童生徒の「積極的な態度を養うこと」や「豊かな人間性をはぐくむ」という表現が加わった。
2009（平成 21）年	○交流及び共同学習の用語が初めて使用され、障害のある児童生徒、ない児童生徒双方に意義深い教育活動と明記された。
2017（平成 29）年	○交流及び共同学習の記述が総則の中の「学校運営上の留意事項」で示され、学校運営における重要な教育活動に位置づけられた。

補 注

- 1) 特別支援学校学習指導要領と表記した場合は、過去に示されていた各障害種別教育要領・学習指導要領並びに現在も示されている各学部別の教育要領・学習指導要領を一括した総称として使用する。
- 2) 精神薄弱という用語は、1999（平成 11）年 4 月 1 日「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」の施行により知的障害と用語変更がなされた。法律改正前の学習指導要領での表記である精神薄弱の用語をそのまま使用することとする。
- 3) 2017（平成 29）年に特別支援学校関係で告示されたのは『特別支援学校幼稚部教育要領』と『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』である。

引用文献

- 小出進・宮崎直男編著. (1990). 『望ましい統合・交流教育展開のために』, 学習研究社, pp. 157-158.
- 文部省. (1971). 『盲学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s45sejb/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).
- 文部省. (1971). 『聾学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s45sejd/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).
- 文部省. (1971). 『養護学校（精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier>.

go.jp/guideline/s45sejm/index.htm, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1971). 『養護学校（体不自由教育精神薄弱教育）小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s45sejp/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1971). 『養護学校（病弱教育）小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s45sejw/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1972). 『盲学校高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s47shb/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1972). 『聾学校高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s47shd/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1972). 『養護学校（精神薄弱教育）高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s47shm/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1972). 『養護学校（肢体不自由）高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s47shp/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1972). 『養護学校（病弱教育）高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s47shw/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1979). 『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/s54sej/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1979). 『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』, <https://www.jp/guideline/s54sh/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1989). 『盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h0lsk/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1989). 『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.guideline/h0lsej/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1989). 『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h0lsh/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1999). 『盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10sk/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1999). 『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10sej/index.htm>. (2018.10.25 閲覧).

文部省. (1999). 『盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h10sh/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会 (2012) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm, (2018.10.25 閲覧).

文部科学省. (2009). 『特別支援学校幼稚部教育要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h20sk/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

文部科学省. (2009). 『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h20sk/index.htm>, (2018.10.25 閲覧).

- deline/h20sej/index.htm, (2018.10.25 閲覽).
- 文部科学省. (2009). 『特別支援学校高等部学習指導要領』, <https://www.nier.go.jp/guideline/h20sh/index.htm>, (2018.10.25 閲覽).
- 文部科学省. (2017). 『特別支援学校幼稚部教育要領』, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/23/1399950_2_1.pdf, (2018.10.25 閲覽).
- 文部科学省. (2017). 『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/05/23/1399950_2_1.pdf, (2018.10.25 閲覽).